



厚生労働省 ひと、暮らし、みらいのために

徳島労働局 労働基準部監督課

Tokushima Labour Bureau

Press Release

徳島労働局発表  
平成28年6月23日

担当	徳島労働局労働基準部監督課 監督課長 西泉 ひとみ 監察監督官 岡田 英樹 電話 088 - 652 - 9163
----	--

## 平成27年に実施した監督指導実施状況 ～約7割の事業場に何らかの労働基準関係法令違反～

徳島労働局（局長 飯野弘仁）は、平成27年に県内の4つの労働基準監督署が実施した監督指導実施状況を取りまとめた。

### <実施状況のポイント>

平成27年1月1日から同年12月31日までに実施した定期監督事業場数は1,160事業場、うち、何らかの労働基準関係法令違反が認められた事業場は797事業場であった。

平成27年に法違反があった事業場の割合は68.7%であり、これは過去10年において昨年に続き高い水準であった。

法違反があった事業場の業種別割合は、接客娯楽業(80.0%)、商業(78.4%)、保健衛生(75.2%)の3業種が高く、いずれも第三次産業に属する業種であった。

最も多かった法違反は、時間外労働に関する協定の未届など「労働時間」に関する違反であり、監督実施事業場の20.2%に見られた。また、「時間外労働等に対する割増賃金」に関する違反もこれに続き、監督実施事業場の15.2%に見られた。

### <当局の指導方針>

上記の法違反の状況を踏まえ、第三次産業の労働条件確保改善対策を計画的に実施しているところであるが、引き続き、自主点検、監督指導等を実施し、労働基準関係法令についての周知、指導を行うこととしている。

長時間労働を背景に、労働時間に関する法違反が多いことから、徳島労働局においては、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害の防止を重点的な目標として、1か月80時間を超える残業が疑われる全ての事業場に対し監督指導を行い、重大・悪質な法違反が認められた事業場については、司法処分を行うなど厳正に対処していくこととしている。

(詳細は別添 参考資料1、2を参照)

## 1 定期監督等における違反例

### (1) 労働基準法関係

#### 労働時間〔労働基準法第32条・40条〕

##### 〔事例〕

時間外又は休日労働に関する協定届(36協定、読み「さぶろくきょうてい」)を労働基準監督署に届けることなく法定労働時間を超えて労働させた。

時間外又は休日労働に関する協定届で協定した延長できる時間の限度を超えて労働させた。

#### 割増賃金〔労働基準法第37条〕

##### 〔事例〕

時間外労働及び休日労働を行なわせているのに、割増賃金(通常賃金の2割5分以上、休日の場合は3割5分以上)を支払わなかった。

#### 労働条件の明示〔労働基準法第15条〕

##### 〔事例〕

労働契約の締結に際し、労働契約の期間や労働時間、賃金に関することなどを書面を交付する方法で明示してなかった。

#### 就業規則〔労働基準法第89条〕

##### 〔事例〕

常時10人以上の労働者を使用しているのに、就業規則を作成していなかった。  
作成していた就業規則を労働基準監督署に届出ていなかった。

### (2) 労働安全衛生法関係

#### 安全基準〔労働安全衛生法第20、21及び23条等〕

##### 〔事例〕

手すりがついていない足場等安全基準を満たしていない機械や設備を労働者に使用させた。

#### 衛生基準〔労働安全衛生法第22条等〕

##### 〔事例〕

有機溶剤業務に労働者を従事させるときに、局所排気装置などを設けていなかった。

#### 健康診断〔労働安全衛生法第66条〕

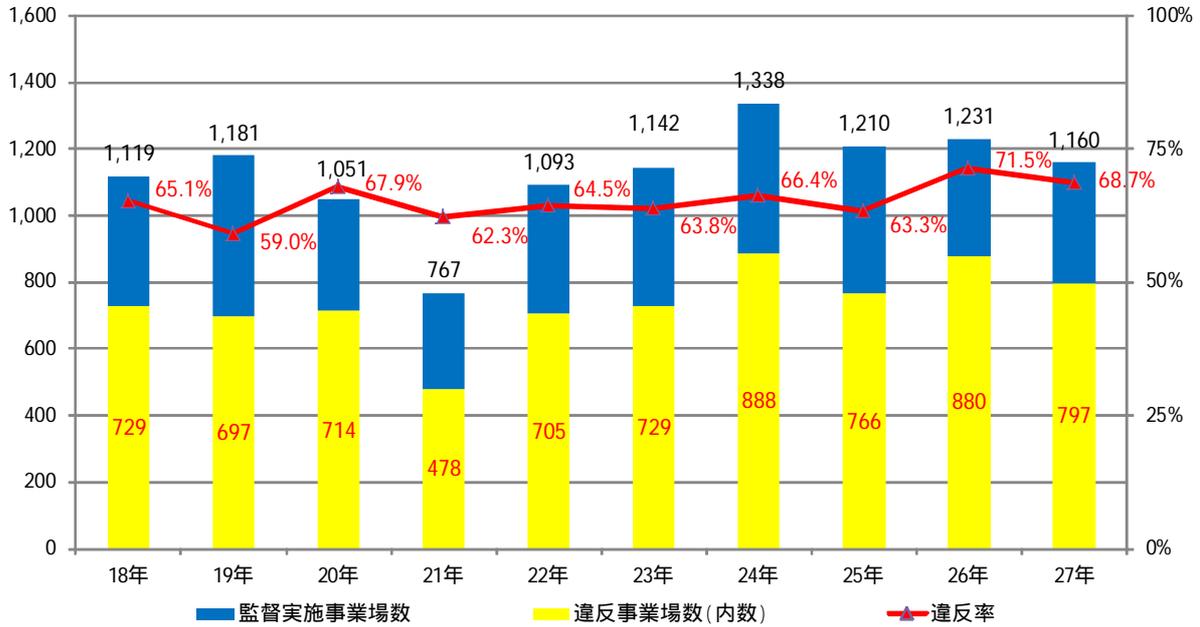
##### 〔事例〕

常時使用する労働者について、1年に1回、定期健康診断を実施しなかった。

2 統計資料

グラフ 1

監督指導結果の推移



年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
監督実施事業場数	1,119	1,181	1,051	767	1,093	1,142	1,338	1,210	1,231	1,160
うち違反事業場数	729	697	714	478	705	729	888	766	880	797
割合	65.1%	59.0%	67.9%	62.3%	64.5%	63.8%	66.4%	63.3%	71.5%	68.7%

業種	平成 26 年			平成 27 年			増 減		
	監督事業場数	うち違反事業場数	割合	監督事業場数	うち違反事業場数	割合	監督事業場数	うち違反事業場数	割合
接客娯楽業	38	33	86.8%	55	44	80.0%	17	11	-6.8
商業	117	98	83.8%	116	91	78.4%	-1	-7	-5.4
保健衛生業	62	47	75.8%	105	79	75.2%	17	32	-0.6
製造業	317	217	68.5%	290	207	71.4%	-27	-10	2.9

監督実施年		24年	25年	26年	27年	全国(27年)
監督実施事業場数		1,338	1,210	1,231	1,160	118,116
うち違反事業場数 (割合)		888 66.4%	766 63.3%	880 71.5%	797 68.7%	85,918 72.7%
主な労働基準 関係法令違反の内訳	労働時間	277 20.7%	224 18.5%	238 19.3%	234 20.2%	27,314 23.1%
	割増賃金	185 13.8%	197 16.3%	155 12.6%	176 15.2%	19,306 16.3%
	労働条件 の明示	123 9.2%	156 12.9%	128 10.4%	130 11.2%	15,477 13.1%
	就業規則	125 9.3%	78 6.4%	79 6.4%	72 6.2%	10,586 9.0%
	安全基準	241 18.0%	194 16.0%	275 22.3%	204 17.6%	22,923 19.4%
	衛生基準	34 2.5%	42 3.5%	54 4.4%	59 5.1%	6,744 5.7%
	健康診断	259 19.4%	131 10.8%	152 12.3%	150 12.3%	19,130 16.2%

上段は違反事業場数 下段は監督指導したうちの違反事業場の割合

業種	接客娯楽業		商業		保健衛生業		製造業		
	徳島	全国	徳島	全国	徳島	全国	徳島	全国	
監督実施事業場数	55	6,109	116	16,745	105	7,609	290	31,017	
うち違反事業場数	44 80.0%	4,890 80.0%	91 78.4%	12,618 75.4%	79 75.2%	5,994 78.8%	207 71.4%	24,080 77.6%	
主な労働基準 関係法令違反の内訳	労働時間	20 36.4%	2,337 38.3%	43 37.1%	4,888 29.2%	45 42.9%	2,235 29.4%	84 29.0%	9,928 32.0%
	割増賃金	21 38.2%	2,051 33.6%	43 37.1%	4,481 26.8%	36 34.3%	2,189 28.8%	53 18.3%	5,583 18.0%
	労働条件 の明示	16 29.1%	1,857 30.4%	30 25.9%	3,873 23.1%	20 19.0%	1,462 19.2%	36 12.4%	4,443 14.3%
	就業規則	12 21.9%	1,257 20.6%	14 12.1%	2,468 14.7%	17 16.2%	1,400 18.4%	14 4.8%	2,799 9.0%
	安全基準	0 0%	134 2.2%	3 2.6%	649 3.9%	0 0%	32 0.4%	48 16.6%	7,412 23.9%
	衛生基準	0 0%	8 1.3%	0 0%	195 1.2%	0 0%	81 1.1%	42 14.5%	5,097 16.4%
	健康診断	11 20.0%	1,799 29.4%	43 37.1%	4,303 25.7%	12 11.4%	1,674 22.0%	59 20.3%	7,064 22.8%

上段は違反事業場数 下段は監督指導したうちの違反事業場の割合